

## 小山町足柄駅前交流センターの設置及び管理に関する条例について

### 1 小山町足柄駅前交流センター概要

足柄駅前交流センター（木造2階建一部鉄骨造 建築面積：283.88 m<sup>2</sup>）

1 F：待合室、更衣室、トイレ

2 F：多目的交流スペース（吹抜階段含む）

### 2 設置目的

足柄駅を利用する町民や観光客の安全及び利便を確保するとともに、良好な休憩の場、鉄道情報、観光情報等を提供し、もって観光交流人口の拡大を図る事とする。

### 3 名称

小山町足柄駅前交流センター

### 4 位置

小山町竹之下1311番地の7

### 5 設置施設

(1) 待合室

(2) トイレ及び更衣室

(3) エントランス

(4) 多目的交流スペース

(5) その他の付帯施設

### 6 開館時間

待合室	24時間
トイレ及び更衣室	
エントランス	
多目的交流スペース	5時30分～21時

### 7 休館日

定めない。

### 8 禁止行為

何人もセンター内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 設備を設置すること。

(2) センター内の施設及び付属物を損傷し、又は汚損すること。

(3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

- (4) ごみ、その他汚物等を捨てること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 他の利用者等に危険又は迷惑を及ぼすこと。
- (7) 前各号に掲げるものほか、管理上支障があると認められること。

## 9 使用料等

(1) 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。

- ア 署名活動、募金、集会その他これらに類する行為をすること。
- イ 興業、展示会その他これらに類する催しをすること。
- ウ 販売行為をすること。
- エ 前各号に掲げるもののほか、センターの主な施設を独占的に使用する行為をすること。

(2) 利用許可を受けたときは、次の表に定める使用料を町長に納付しなければならない。

区分		単位	使用料	
エントランス及び多目的交流スペース	署名活動・募金・集会その他これらに類する行為	1日	1,000円	
	興業、展示会その他これらに類する催し	1日	2,000円	
	販売行為	1日	申請者が町民の場合	売上額の7% (100円未満切捨て)
			申請者が町民以外の場合	売上額の15% (100円未満切捨て)
上記以外の行為	町長がその都度定める			